

2015年11月25日

特定個人情報等の適正な取り扱いについての基本方針

特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会（以下当法人という）は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下番号法という）、「個人情報の保護に関する法律」（以下個人情報保護法という）および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（以下ガイドラインという）に基づき、特定個人情報等を適正に取り扱うための基本方針を定める。

1 関係法令、ガイドラインなどの遵守

当法人は、番号法、個人情報保護法、ガイドラインを遵守して特定個人情報等を適正に取り扱う。

2 安全管理措置に関する事項

当法人の取り扱う特定個人情報等に関する安全管理措置については、別途定める「特定個人情報の適正な取扱いに関する規定」によるものとする。

3 質問および苦情処理の窓口

当法人の取り扱う特定個人情報等の質問および苦情の窓口については、以下の通りとする。

特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会

事務局

電話番号 03-5842-2301

Email: cvs-oas@umin.ac.jp

特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会
特定個人情報の適正な取扱いに関する規定

第1条（目的）

特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会（以下当法人という）は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下マイナンバー法という）、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、当法人が収集、保有、利用する特定非営利活動法人個人情報等を適正に取扱い、管理することを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規定は、当法人の事務局員、アルバイト並びに学術総会開催事務局で会長が指名した事務局員（以下職員という）に適用する。

第3条（定義）

- (1) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定非営利活動法人の個人を識別することができるものをいう。
- (2) 個人番号とは、マイナンバー法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードに記載された住民票に係る者を識別するために指定されたものをいう。
- (3) 特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイルとは、個人情報をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (5) 個人番号関係事務とは、マイナンバー法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (6) 個人番号関係事務実施者とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人関係事務の全部または一部の委託を受けた者をいう。
- (7) 事務取扱担当者とは、当法人内において個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。

第4条（個人番号の利用目的、取扱い事務の範囲）

当法人が個人番号を利用する目的並びに取り扱う事務の範囲は、以下の各号のとおりとする。ただし、第1号に該当する職員の扶養者に係る個人番号取扱事務は、給与所得の源泉徴収票作成事務および健康保険被保険者資格取得等届出事務とする。

- (1) 職員および職員扶養家族に係る個人番号取扱事務

- ・ 給与所得、退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ・ 雇用保険届出事務
 - ・ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ・ 健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得等届出事務
- (2) 職員の配偶者に係る個人番号取扱事務
- ・ 国民年金の第三号被保険者の届出事務
- (3) 職員以外の個人に係る個人番号取扱事務
- ・ 報酬、料金などの支払調書作成事務
 - ・ 不動産使用料等の支払調書作成事務
 - ・ 不動産等譲受の対価の支払調書作成事務

第5条（取り扱う特定個人情報等の範囲）

前条の取扱事務において使用される個人番号及び特定個人情報は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 職員または職員以外の個人から、マイナンバー法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類及びこれらの写し
- (2) 当法人が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
- (3) 当法人が法定調書を作成するうえで職員又は職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
- (4) その他個人番号と関連付けて保存される情報

第6条（安全管理組織）

- 1 理事長は、学術総会運営事務局業務を除き、事務取扱担当者として、事務局長および事務局員を指名し、事務取扱責任者として、事務局長を指名する。
- 2 会長は、学術総会運営事務局内で1名を事務取扱担当者に指名する。
- 3 理事長は、事務取扱担当者を変更する場合には、新たな事務取扱担当者を指名するとともに、従前の事務取扱担当者から新たに指名された事務取扱担当者に引継ぎが確実に行われたことを確認しなければならない。
- 4 事務取扱担当者は、本規定を遵守し、特定個人情報の保護に十分な注意を払って業務を行わなければならない。
- 5 理事長および会長は、事務取扱担当者に対し、本規定に基づき特定個人情報等が適正に取り扱われるよう監督を行うものとする。

第7条（教育）

当法人は、事務取扱担当者に対して、本規定を遵守し適正に事務を遂行できるよう、教育訓練を行う。

第8条（取扱状況の記録）

事務取扱担当者は、以下の各号の特定個人情報等の取扱い状況を記録し、記入済みの記録を保存しなければならない。

- (1) 特定個人情報等の入手日
- (2) 源泉徴収票、支払調書等の法定調書の作成日
- (3) 源泉徴収票などの本人への交付日
- (4) 源泉徴収票、支払調書等の法定調書を税務署などの行政機関などへの提出日
- (5) 特定個人情報等の廃棄日

第9条（情報漏えい事案等への対応）

- 1 当法人において個人番号及び特定個人情報等の情報が漏えい、毀損、滅失した場合またはその恐れがあると判断される場合は、事務取扱担当者は直ちに理事長（学術総会にあっては会長）に報告しなければならない。
- 2 報告を受けた会長は理事長に報告しなければならない。
- 3 前各号の報告を受けた理事長は、関係官庁への速やかな報告とともに、影響のある可能性のある個人に連絡を行う。

第10条（取扱状況の把握および安全管理措置の見直し）

特定個人情報等の取扱い状況について、理事長は、毎年1回確認を行うものとする。

第11条（特定個人情報等を取扱う区画の管理）

- 1 当法人は、特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、事務担当責任者の配置場所を背後から業務を見れない場所とする。
- 2 会長は、学術総会運営事務局の一部に背後から見れない区画を整備し、事務取扱担当者の配置場所とする。

第12条（盗難等の防止）

当法人は、特定個人情報等を取扱う電子媒体及び書類等の盗難または紛失を防ぐために以下の物理的な安全管理措置を講じる。

- (1) 特定個人情報等を取り扱う電子媒体については当法人の銀行貸金庫に、書類等については事務局内金庫に鎖錠のうえ、保管する。
- (2) 学術総会においては、特定個人情報等を取扱う電子媒体及び書類等はキャビネットに鎖錠して保管する。
- (3) 第1号の鍵については事務取扱責任者が、前号の鍵については会長および事務取扱担当者が保管する、

第13条（電子媒体及び書類等を持ち出す場合の漏えい等の防止）

- 1 当法人において特定個人情報等が記録された電子媒体または書類を管理区域または取扱い区域外に持ち出す場合は次の各号に限定する。また、持ち出した記録を行い、これを保存する。

- (1) 行政機関等への法定調書等の提出するにあたり、特定個人情報等のデータまたは書類を提出する場合
- (2) 特定個人情報等を記録した電子媒体または書類等を管理区域外に持ち出す場合は、盗難、紛失等を防ぐため、電子媒体にはパスワードの設定を行い、書類については封筒に封入し、施錠できる鞆を使用しなければならない。

第 14 条（個人番号の削除、電子媒体の廃棄）

- 1 当法人は、個人番号関係事務を行う必要がなくなった場合かつ書簡法令等において定められた保存期間が経過した場合には、速やかに特定個人情報等の削除または廃棄を復元できない方法で行わなければならない。
- 2 個人番号または特定個人情報ファイルを削除または電子媒体等を破棄した場合には、削除または廃棄した記録を保存する。これらの作業を外部に委託する場合は、委託業者が確実に廃棄したことを証明書により確認するものとする。

第 15 条（アクセス制御）

当法人において、特定個人情報等を取り扱うことのできる機器は、理事長によって特定されるとともに、その機器は事務取扱担当者以外が使用してはならない。

第 16 条（特定個人情報等の適正な取得）

当法人は、特定個人情報等の取得にあたり、以下の各号を遵守し、適正な手段により、取得する。

- (1) 当法人が収集する特定個人情報は、その利用目的を第 4 条に掲げる事務を処理するために限定する。
- (2) 当法人が特定個人情報を取得する場合は、本人に対してあらかじめ利用目的を通知する。
- (3) 通知等の方法は、文書、電子メール等で行う。

第 17 条（個人番号提供の要求時期）

当法人が第 4 条に掲げる事務を処理するために個人番号の提供を求める時期は次の各号の時期とする。

- (1) 第 4 条第 1 号及び第 2 号の事務を処理する月の前月末まで
- (2) 第 4 号第 3 号（不動産使用料等の支払調書作成事務を除く）の講演料などについては、講演料を支払う日の当日まで

第 18 条（本人確認）

当法人は職員または職員以外の個人の個人番号を収集するにあたり、マイナンバー法第 16 条に基づいた方法で、本人の身元確認を行わなければならない。

第 19 条（特定個人情報の利用制限及び保管）

- 1 当法人は、第4条に掲げる事務を処理するためにのみ、特定個人情報等を利用できるものとする。
- 2 当法人は、第4条に掲げる事務を処理するためにのみ、特定個人情報等を保管できるものとする。

第20条（特定個人情報等の開示）

- 1 当法人は、本人から特定個人情報等の開示を求められたときは、本人確認を行ったうえで、書面をもって開示しなければならない。ただし、他の法令に違反することになる場合などは全部もしくは一部を開示しないことができる。この審議は、危機管理委員会を開催して決定する。
- 2 前号において、保管する特定個人情報等を開示しないことが決定した場合は、本人に対し、その旨を理由を付して通知しなければならない。

第21条（特定個人情報の委託）

- 1 当法人は、個人情報関係事務の一部または全部を委託する場合に、委託先においてマイナンバー法に基づく安全管理措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 前項にいう「必要かつ適切な監督」とは、以下の各号の要件が満たされることをいう。

(1) 委託先の適切な選定

委託先において、マイナンバー法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることをあらかじめ確認しなければならない。

(2) 委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約の締結

- ア) 秘密保持義務
- イ) 事業所内からの特定個人情報等の持ち出し禁止
- ウ) 特定個人情報等の目的外利用の禁止
- エ) 再委託における条件
- オ) 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- カ) 委託契約終了後の特定個人情報等の返却または廃棄
- キ) 委託先の役職員に対する監督、教育、契約内容の遵守状況についての報告を求める規定など

(3) 委託先における特定個人情報等の取扱い状況の把握

委託先における特定個人情報等を取り扱う役職員の明確化と年に1回以上の実地調査を行わなければならない。

附則 この規定は2015年11月25日から施行する。

特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会
特定個人情報の適正な取扱いに関する規定細則

第1条 (通知：規定第16条関連)

本人への通知は次の様式で行う。

- | | |
|---------------------------|-----|
| (1) 職員及び英文校閲者への「通知書」 | 様式1 |
| (2) 学術総会の講演料支払い対象者への「通知書」 | 様式2 |
| (3) 事務局賃貸契約者への「通知書」 | 様式3 |
| (4) 顧問弁護士等への「通知書」 | 様式1 |

第2条 (本人確認：規定第18条関連)

- 1 事務取扱担当者が直接本人と接する場合は、個人番号カードなど個人番号を記載したものと本人確認ができるもの(運転免許証など)の提示を受け、氏名と個人番号を電子媒体に記録する。
- 2 郵送で個人番号を取得する場合は、前条の通知書を同封のうえ、個人番号票の写しと運転免許証の写しを日本心臓血管外科学会または学術総会開催事務局に郵送するよう依頼する。

第3条 (学術総会で収集した特定個人情報等)

- 1 学術総会運営事務局の事務取扱担当者は、収集した特定個人情報等の氏名についてのみ会長に報告する。
- 2 会長への報告後、学術総会運営事務局の事務取扱担当者は、収集した特定個人情報等を事務取扱責任者に直接手交する。
- 3 事務取扱責任者は、規定第3条第2項の定めに従い、特定個人情報等を施錠できる鞆で管理区域まで運搬するものとする。

附則 この規定細則は2015年11月25日から施行する。